平成２１年（フ）第１７２号
島根県大田市久手町刺鹿2629番地１、前住所島根県大田市久手町刺鹿846番地21
債務者　林　　久義
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月８日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１７４号
島根県出雲市大社町杵築南1429番地
債務者　森山　京子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月８日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第３２９２号
横浜市保土ケ谷区仏向町145番地　コーポ武井101号
債務者　齋藤　慶喜
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２９３号
横浜市鶴見区駒岡１―31―７　橘ハイツ201、住民票上の住所横浜市保土ケ谷区仏向町145番地　コーポ武井101号
債務者　齋藤奈保美
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３０５号
横浜市南区永田みなみ台１番１―916号
債務者　飯島　絵理
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４２１号
横浜市鶴見区佃野町28番４号　インプルーブ・トーエー501
債務者　沖村　繁夫
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４３１号
横浜市磯子区磯子５丁目６番３―303号
債務者　間邉　　修
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４３５号
横浜市神奈川区広台太田町10番地１　ナイスアーバン反町公園壱番館404号
債務者　加藤　由香
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４９３号
東京都東大和市芋窪３丁目1682番地の１豊田荘北号
債務者　大瀧　峰子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３１０２号
横浜市西区藤棚町２丁目197番地　県営新藤棚アパート３号棟401号
債務者　武田千恵子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１８１号
神奈川県大和市福田３丁目６番地29　シャルム・ドミール203
債務者　原木　智美（旧姓柏田）
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３９３号
神奈川県大和市福田692番地８　ＹＢ・ＴＯＷＮマロン棟Ｄ号
債務者　植木奈津子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４０１号
横浜市旭区鶴ケ峰１丁目65番地12　ラ・エスペランサ202
債務者　外山　佳代
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３８号
山口県下松市南花岡４丁目８番８号
債務者　小林　　誠　（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第２４２号
山口県周南市大字安田639番地の３
債務者　三輪　義人
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午前11時
山口地方裁判所周南支部